

滋賀県版救急救命士業務活動モデルの改正について

1 改正の経緯

平成19年3月に日本救急医療財団心肺蘇生法委員会において「日本語版救急蘇生ガイドラインに基づき救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書」がまとめられた。

これを受けて、地域メディカルコントロール協議会における救急救命士の業務プロトコルの基本となる県内統一プロトコルを作成するため、平成19年度に県メディカルコントロール協議会およびワーキングチームで検討を行い、平成20年5月に滋賀県版救急救命士業務活動モデルを作成した。

そうした中で、同財団心肺蘇生法委員会において、平成19年報告書が「日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010に基づき救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書」として平成24年3月に改正されたことから、県メディカルコントロール部会で検討を行い、本活動モデルの改正を行った。

2 改正の経過

県メディカルコントロール部会で検討を行い、各地域メディカルコントロール協議会の意見も踏まえて本活動モデルの改正を行った。

《県メディカルコントロール部会平成24年度第1会議（平成24年11月2日開催）》

本活動モデルの改正について、以下の考え方に基づき検討を行い、改正案を作成した。

- ◇現行の5項目の「1 心肺機能停止対応業務プロトコル」「2 包括的指示下除細動プロトコル」「3 器具を用いた気道確保プロトコル」「4 気管挿管プロトコル」「5 薬剤投与プロトコル」について改正し、項目の追加は行わない。
- ◇各プロトコルのフローチャートについては、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会において改正された「日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010に基づき救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書」のフローチャートを基本とする。
- ◇本活動モデルは、県の統一事項として基本的なプロトコルをまとめたものであり、具体的なプロトコルについては、各地域で実情に応じて作成するものとする。

《活動モデル改正案に対する修正・意見等の照会（平成24年11月30日通知）》

県メディカルコントロール部会で作成した本活動モデル改正案を、各地域メディカルコントロール協議会に対して修正・意見等の照会を行った。

《活動モデル改正案に対する修正・意見等への回答（平成25年1月23日通知）》

本活動モデル改正案に対する各地域メディカルコントロール協議会からの修正・意見等への回答を行った。

《県メディカルコントロール部会書面会議（平成25年2月1日通知）》

各地域メディカルコントロール協議会からの修正・意見等を踏まえて作成した本活動モデル改正案について、県メディカルコントロール部会委員に書面により意見を求めた。

その結果、1名の委員から修正・意見等が出されたものの、事務局から説明を行い、承認を得て、委員全員の承認を得た。

《活動モデルの改正（平成25年3月1日通知）》

本活動モデルを改正し、各地域メディカルコントロール協議会あて通知を行った。